



長野原町告示第 179 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

令和 2 年 9 月 1 日

長野原町長 萩 原 睦



変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地 番	大字	字
川原湯	金花山	537-9	川原湯	中原
川原湯	金花山	537-11	川原湯	中原
川原湯	金花山	537-12	川原湯	中原
川原湯	金花山	538-2	川原湯	中原
川原湯	金花山	538-5	川原湯	中原
川原湯	金花山	538-6	川原湯	中原

【 変 更 理 由 】

ハツ場ダム代替地造成に伴い、分譲画地が複数の字にまたがる区画が生じていることから、これを整理するため、字の区域を変更するものである。